

ださい。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 8 月 1 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	評価分析およびジェンダーに係る各
-----------	------------------

	種調査
対象国及び類似地域	ベトナム及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ベトナム国は、台風の襲来に加え、狭隘な低地と急峻な山岳からなる地形的な条件から、大雨に伴う洪水も頻発しており、毎年、気象災害による大きな被害を受けている。また近年では、豪雨による土砂災害（Flashflood and Landslide）が多数発生して大きな経済的・人的被害をもたらしている。2024 年 9 月には台風ヤギにより北部山岳地域での土砂災害やハノイを流れる Hong 川でも洪水被害が発生するなど、これら自然災害による人命及び社会経済資本の損失を防止するために災害対策の充実が喫緊の課題となっている。

ベトナム政府は、2013 年に「防災法」を策定し、災害の予防、被害軽減、緊急対応の効率的実施を目標としている。2020 年には同法の改訂により政策面においては科学技術開発や人材育成の重点化等が追記されたほか、防災対策の項目に土砂災害対策が追加されるなど、防災政策における土砂災害対策の重要性は高まっている。中央政府の防災政策を担う農業環境省（Ministry of Agriculture and Environment。以下「MAE」という。）堤防管理・防災局（VDDMA : Vietnam Disaster and Dyke Management Authority）は、これまで応急対応が中心であった土砂災害対策をリスク評価結果に基づく事前防災投資に転換させようとしている。また、2021 年には国家防災戦略（2021-2030 年）が首相によって承認され、同戦略実施計画には「自然災害被害の事前対応及び削減に向け、自然災害の予防・コントロール、気候変動適用に向けた能力向上を図る」ことを目指し、「法、政策の策定・適用、防災意識の啓蒙、自然災害の予防に関するマスタープラン及び計画策定、国際協力の推進と科学技術の適用、インフラ投資」に関する行動を特記している。

土砂災害について、ベトナム国内では土石流に対する対策工の実証事例がなかったが、技術協力「ベトナム北部山岳地域のフラッシュフラッドと地すべりによる被害の対処・最小化のための能力強化プロジェクト」（2021.9～2025.12）で、土砂災害リスク評価、土砂災害リスク削減計画作成、砂防ダムの建設や警戒システムの整備等のパイロット事業の実施を通じ、ベトナム政府の土砂災害対策に関する組織体制の強化を図っているところである。

係る状況下において、交流協定を締結している群馬大学とトゥイロイ大学が中心となり、それらの課題解決を目指す共同研究の協議がベトナム側政府機関も含め複数年に渡り行われてきた。ベトナム政府は、同結果を踏まえ、同国フエ市において、土砂災害ハザードマップの作成、地域解像度の高い早期警戒システムの開発、防災アプリの設計・開発、災害リスク軽減効果の定量化手法の開発により、早期警戒システムの実装と流域リスクの可視化による対策工効果と経済効率を評価する手法の実装を図り、もってベトナム全土における土砂災害リスクが削減に寄与することを目指し、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」による「広域・高精度土砂災害シミュレータを活用した早期警戒システムのデジタル化と対策工の費用対効果の可視化」（以下、本プロジェクト）の実施を我が国に要請した。本プロジェクトはベトナム政府の国家防災戦略実施計画を通じて、国家防災戦略（2021-2030）に貢献するものとして位置付けられている。本要請を受け、JICAは協力の枠組について実施機関等と協議、合意すること、本格協力の実施に必要な関連情報の収集・整理を行うこと、本格協力の実施方法、留意事項等について確認し、計画策定結果に纏めることを目的として詳細計画策定調査を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、SATREPS 及び技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

なお、JICA が協力や調査を実施中のプロジェクト等がある機関については、既存の情報を有効活用し留意すること。特に、現在実施中のプロジェクト等技術

協力「ベトナム北部山岳地域のフラッシュフラッドと地すべりによる被害の対処・最小化のための能力強化プロジェクト」及び終了済の技術協力「ベトナムにおける幹線交通網沿いの斜面災害危険度評価技術の開発」などのプロジェクトとの整合性に留意して調査を行うこと。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2025 年 8 月下旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② ベトナム側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問票(案)は、現地業務開始前までに JICA に提出する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票(案)の取りまとめに協力する。
- ③ 相手国政府機関の体制、本プロジェクトの協力機関の役割を整理する。また、JICA が別途契約を予定している土砂災害対策団員と調整の上、ベトナムに関するこれまでの協力状況・成果・課題を確認・整理する。
- ④ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) (案)、PO (Plan of Operations) (案)を検討する。
- ⑤ 社会・ジェンダー分析の考え方を適用してジェンダーに配慮した活動や指標に関して案を作成し、JICA 側に共有する。
- ⑥ 調査団内の打合せ(事前勉強会含む)、対処方針会議(対面)等に参加する。

(2) 現地業務 (2025 年 9 月上旬～2025 年 10 月上旬)

- ① JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ② ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、協議の際には、他分野の団員と協力の上、議事録(和文)を作成し、協議後3日以内を目途に団内に共有する。
- ③ 質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア) 関連する開発計画、政策、制度

- イ) 関連各組織（ただし、他分野の団員が情報収集する組織を除く）
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
- ウ) 供与機材の免税申請等、資機材の輸入に関する手続きの有無を確認する。
- エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性を整理する。
- オ) 社会実装に向け、想定されるニーズ及び課題を整理する。
- カ) 開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本プロジェクトの活動内容がベトナムの「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）と整合していることを確認する。
- キ) 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や家庭内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。なお、「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き【防災】」を参照のうえ、業務を行う¹。
 - (a) 社会・ジェンダー分析を行う（障害者配慮を含む。）。
 - (b) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
 - (c) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討・設定する。
 - (d) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

¹ [JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き（更新日：2023 年 1 月） | 事業について - JICA](#)

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施内容を他分野の団員とともに検討する。活動において障害者及びジェンダーの主流化、若者支援等に資するものがあれば積極的に提案する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、討議議事録（R/D：Record of Discussions）（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス²を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果を JICA ベトナム事務所、日本国大使館等に報告するための資料を作成する。

（３）整理業務（2025 年 10 月上旬～2025 年 11 月上旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員と取りまとめる。
- ③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）業務完了報告書（和文）

2025 年 11 月 6 日（木）までに提出。

次の①～②の資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ② 調査における面談議事録・収集資料一式

² [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス](#) | [事業について - JICA](#)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 9 月 9 日～10 月 1 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者よりも 2 週間程度遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に現地調査を終える予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 研究協力（日本側研究者チーム）（複数名）

エ) 研究主幹（JST：国立研究開発法人科学技術振興機構）

オ) 研究企画（JST：国立研究開発法人科学技術振興機構）

カ) 評価分析／ジェンダー（本コンサルタント）

キ) 土砂災害対策（JICA が別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通 訊 備 上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部防災グループから配付しますので、gegdm@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ 要請書（英文）
 - ・ 案件概要表案（和文）
- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。
 - ・ 2025 年度 SATREPS 新規採択案件の決定について
https://www.jica.go.jp/information/press/2025/20250417_11.html
 - ・ 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）における令和 7 年度新規採択研究課題の決定
<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1764/index.html>

（３） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちら

を参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上